

# かわべ 議会だより



令和2年2月6日

第162号



南天の滝

米田富士

## 遠見山からの眺望

遠見山は、山頂から飛騨川と町が一望できる断崖絶壁の標高272mの山です。

山頂には、昔、下麻生城がありました。

現在は、遠見山登山道が整備され、近くの「南天の滝」と併せて楽しめます。

## 目次

・第4回定例会	2
・総務委員会審査	2
・議案ピックアップ	3
・審議結果一覧	4
・議会まめ知識	5
・意見書	6
・一般質問	7
・議会日誌	14
・編集後記	14

# 第4回定例会

## 一般会計予算2千875万円余りを補正

令和元年第4回定例会が、12月4日から13日の会期で開催されました。川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をはじめとする条例の制定案件3件、条例の一部改正案件1件、令和元年度各会計の補正予算案件などを可決したほか、川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意が行われました。また令和2年4月からの指定管理者として、「やすらぎの家」は川辺町社会福祉協議会に、「第3いごも園」「児童館」は上米田福祉会を引き続き指定しました。

## 総務委員会審査

第4回定例会に提案された13件の議案は総務委員会に付託され、12月4日からの2日間の日程で審査が行われました。委員会に付託された議案について、各課から説明を受け、質疑応答・必要書類の提出を求め審査を進めました。

Q 会計年度任用職員  
の採用方法と任期等について伺い

会計年度任用職員  
の採用方法と任期等について伺い  
は、延べ36件余り

【会計年度任用職員について】

第4回定例会に提案された13件の議案は総務委員会に付託され、12月4日からの2日間の日程で審査が行われました。委員会に付託された議案について、各課から説明を受け、質疑応答・必要書類の提出を求め審査を進めました。

A 来年度1月に募集  
を行い、2月に選考を実施します。

選考方法は、面接と書類選考で、その後、採用を決定します。また現在雇用中の嘱託職員も同様に応募をしていただき、選考過程を経て採用することとなりますが、これまでの経験等は選考上考慮したいと考えています。また、任期については、最長1年間とし、勤務実

A 本事業は、生活道路等の沿線の森林を対象に倒木の危険性が高い高木等を伐採するもので、今回は鹿塩地内を計画しています。

健康管理システムは、庁舎内にサーバーがあり保守管理を行ってきましたが、ASPサービスを使用した総合行政情報システムに移行することにより、岐阜市町村行政情報センターが管理するクラウドサーバーにアクセスすることとなり、情報セキュリティの面で強みがあります。また多くの市町村が導入をしている

A 健康管理システムは、庁舎内にサーバーがあり保守管理を行ってきましたが、ASPサービスを使用した総合行政情報システムに移行することにより、岐阜市町村行政情報センターが管理するクラウドサーバーにアクセスすることとなり、情報セキュリティの面で強みがあります。また多くの市町村が導入をしている

Q 里山林整備事業（県補助事業）の概要と施行箇所の選定について伺います。

Q 健康管理システムASPサービスの移行メリットについて伺います。

【令和元年度一般会計補正予算について】



危険性が高い高木の様子

績が良好であれば、1回の選考で2回まで更新することができ、3年間は採用可能となります。その後は、改めて応募していただき、同様な方法で採用することとなります。

Q 教科書の定価及び流通経緯について伺います。

A 教科書の定価は文部科学大臣が認可して官報で告示した定価となり、値段は教科や学年によって異なります。

また、教科書の発行者は、発行人の規定により教科書を各学校まで供給する義務を負いますが、実質、発行者自身が各学校に教科書を供給することは事実上困難であるため、一般書籍供給会社や教科書取扱書店へ送本し、取扱書店から学校へ供給されています。



# 議案ピックアップ

## 人事案件

### 【人権擁護委員の候補者の推薦】

現人権擁護委員の高井<sup>たかい まもる</sup>守氏の辞職の意により、新たに比久見在住の安江<sup>やす え かつふみ</sup>克文氏を全会一致で推薦することとしました。任期は、令和2年7月1日から令和5年6月30日(3年)

### 【固定資産評価審査委員会委員】

- ・現固定資産評価審査委員会委員 西村<sup>にしむらのりこ</sup>紀子氏が2月7日で任期満了となるため、再任することに全会一致で同意しました。任期は、令和2年2月8日から令和5年2月7日(3年)
- ・前固定資産評価審査委員会委員 市原<sup>いちはらたかお</sup>敬夫氏の辞職により、新たに中川<sup>なかつかわ</sup>辺在住の佐藤<sup>さとうまさひこ</sup>雅彦氏を全会一致で同意しました。任期は、令和元年12月4日から令和2年8月8日(前任者の残任期間)

## 条例案件

### 【成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定】

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、「欠格条項」の規定を削除するなど、関係する4つの町条例の一部を改正しました。

### 【川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定】

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、会計年度任用職員の給与等を条例で定める必要があるため、新たに条例を定め、併せて関係する13の町条例の一部を改正しました。

### 【川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例】

令和元年度人事院勧告に準拠して、本町の一般職員の給与改正等3つの町条例の一部を改正しました。

## 各会計補正予算

一般会計のほか特別会計において、決算見込額を基に各種事業の予算整理と追加の財政需要に対する予算の補正が行われました。

### 【令和元年度一般会計補正予算(第3号)の主な内容】 ※▲は減額。

#### ◆歳出

- ・庁内LAN管理経費(346万3千円)
- ・やすらぎの家管理運営経費(574万1千円)
- ・里山林整備事業(261万3千円)
- ・教材等備品購入事業(929万円)
- ・国民健康保険事業特別会計繰出金(▲393万5千円)
- ・介護保険特別会計繰出金(389万2千円)など

#### ◆歳入

- ・普通交付税(9千361万1千円)
- ・里山林整備事業費補助金(県)(261万3千円)
- ・基金繰入金(▲6千823万2千円)
- ・臨時財政対策債(212万3千円)
- ・まちづくり基金(2億3千897万2千円財源充当)など

### 【その他特別会計補正状況】

会計名	補正額
国民健康保険事業	88万2千円増額
介護保険	2千564万2千円増額
下水道事業	22万8千円増額
水道事業(支出)	84万9千円増額



# こんなことが決まりました

## 令和元年12月定例会審議結果

件名	採決状況 (賛成：反対)	結果
専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》		報告のみ
人権擁護委員の候補者の推薦について	賛成 8：反対 0	適任と答申
川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について ※全 2 件	賛成 8：反対 0	同意
岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の変更に関する協議について	賛成 8：反対 0	可決
指定管理者の指定について(やすらぎの家)	賛成 8：反対 0	可決
指定管理者の指定について(川辺町第 3 こども園)	賛成 8：反対 0	可決
指定管理者の指定について(川辺町児童館)	賛成 8：反対 0	可決
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	賛成 8：反対 0	可決
川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定	賛成 8：反対 0	可決
川辺町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定	賛成 8：反対 0	可決
川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	賛成 8：反対 0	可決
令和元年度川辺町一般会計補正予算(第 3 号)	賛成 8：反対 0	可決
令和元年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)	賛成 8：反対 0	可決
令和元年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)	賛成 8：反対 0	可決
令和元年度川辺町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)	賛成 8：反対 0	可決
令和元年度川辺町水道事業会計補正予算(第 2 号)	賛成 8：反対 0	可決
歯科口腔保健の充実と保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書	賛成 8：反対 0	可決

# 議会のまめ知識

## ◆会計年度任用職員ってなに？

会計年度任用職員制度は、地方公務員法や地方自治法の改正により、令和2年4月1日から施行される制度です。

現在は、臨時的任用職員や嘱託員等の非常勤職員として雇われていますが、令和2年4月1日以降は、『会計年度任用職員』という身分になります。

会計年度任用職員については、具体的な労働諸条件が各自治体で定められますが、共通して法律で定められている事項があります。

今までの地方公務員法における臨時的任用職員や嘱託員は、共通して定められている事項が少なく、不十分であり、自治体によって取扱いが大きく異なりましたが、この度の改正により、非常勤職員の通勤に係る費用、期末手当等の支給が可能に、またサービスに関する規定(守秘義務、職務専念義務等)が適用され、懲戒処分の対象にもなります。



## ◆指定管理者制度ってなに？

地方公共団体が設置した『公の施設』の管理運営を、民間の経営手法やノウハウを活用することにより、サービスの向上と経費節減を図り、多様化するニーズに効果的に対応することを目的とした制度です。

民間事業者やその他の団体(NPO法人や市民グループなど)に公の施設の管理等を委ねることができ、議会の議決を経て指定されます。



**【公の施設】** 地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもって、その利用を供するために設ける施設。(公立学校、こども園、児童館、公民館、運動場、体育館、プール、老人福祉施設など)

## ◆人権擁護委員ってなに？

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持っていただけるように啓発活動を行っています。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されています。

～ 定例会最終日に、次の意見書が提出され、採決の結果、全会一致で可決されました～

## 歯科口腔保健の充実と保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書

「経済財政運営と改革の基本方針2018」には「歯科口腔保健の充実と歯科保健医療の充実」が、「経済財政運営と改革の基本方針2019」には「歯科口腔保健の充実、歯科保健医療提供体制の構築」が記載されているように、国も歯科医療を位置づけている。

口腔の健康を保つことは、糖尿病や動脈硬化症、認知症等、さまざまな全身疾患を予防し、国民のQOLの向上と健康寿命の延伸にとって重要であることは明らかになっており、歯科医療の重要性がますます高まっている。

しかし、経済的理由により早期受診が困難であったり、治療の中断が増加するなど、子どもから高齢者まで口腔状況の悪化や口腔崩壊ともいえる深刻な実態がある。さらに歯科では、丈夫で違和感の少ない金属床の入れ歯や自然の歯の色に近い被せ物などはまだまだ保険外のものが多く、保険のきく範囲は制限されている。

また、歯科医療の充実のためには、歯科医療を支える歯科技工士や歯科衛生士の処遇改善と充実を図ることが不可欠である。

国は、歯科健診の充実、歯科口腔保健の充実とともに、安全性・有効性が確立している歯科医療技術・材料に対する保険適用の拡大、窓口負担割合の引下げ、歯科診療報酬の引上げによって、すべての国民がお金の心配なく良質な歯科医療を受けられるよう、保険でより良い歯科医療を実現する施策を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月13日

岐阜県川辺町議会

提出先：衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣

# 一般質問

5人の議員が質問  
8人が傍聴

## ◆質問事項一覧

※質問順に掲載

1. 平岡 正男 議員  
①川辺町内における犯罪・交通事故多発地点の防犯対策について  
②川辺町職員に対するパワハラ防止対策について
2. 井戸 三兼 議員  
①企業版ふるさと納税について  
②川辺町の都市計画について
3. 市原 敬夫 議員  
①福祉バスの運行について
4. 古川 政久 議員  
①自治基本条例の制定について
5. 佐伯 雄幸 議員  
①「ママさん防災士」の育成について  
②観光案内所の設置について

## 平岡正男議員

**問** 川辺町内における犯罪・交通事故多発地点の防犯対策について

〔防犯カメラの設置は〕

川辺町内での犯罪等発生状況を加茂警察署で調査したところ、平成30年度は次のような状況になっています。

刑法犯罪は、凶悪犯1件、窃盗犯22件等の総計で41件。交通事故(人身事故)は11件あり、14名の方が怪我をされています。

近年の犯罪の増加要因のひとつには、犯罪防止の自助・共助体制が希薄になっている社会状況もあるのではないだろうかと思っています。

そこで、危機管理意識についてお尋ねをします。町内の重要地点に、防犯カメラの設置を行ってはいかがでしょうか。



中川辺駅



下麻生駅

の映像が有力な手がかりや証拠になり、犯人逮捕につながるなど、事件の解決にも大いに役立っています。また、防犯カメラによる犯罪抑止の力を利用することで、住民がより一層安心安全に暮らせる町づくりに寄与できるものと考えられますが、お考えをお聞かせください。

## 答 来年度から順次設置を

〔総務課長〕

新聞、テレビなどのマスコミからは、連日のように全国各地で起こる悲惨な事件や事故が報道されており、犠牲となられる方の多くは子どもや高齢者です。

国も緊急事態と受け止め、登下校を中心とした児童・生徒等の安全確保等を定めた緊急対策を發出し、国全体で取り組むこととしています。本町

としても、県や警察、教育委員会などの行政機関、交通安全協会、地域の見守り隊、安全パトロール隊などの関係団体との連携・協力のもと、子供の安全・安心の確保に取り組んでいます。議員ご指摘の「犯罪防止の自助・共助体制が希薄になっているのでは」という点については、本町においても核家族化や少子高齢化、地域の過疎化などが進むにつれ、地域コミュニティの希薄化が少なからず進行していると

考えられます。

防犯カメラの設置に関しては、平成30年第2回定例会で一般質問をいただいたとおり、その後の検討では、防犯カメラを設置することの効果として、犯罪や事故の抑止効果が挙げられるほか、その場所の利用者に安心感を与え、犯罪等に対する不安を緩和する効果、事件発生時には録画した映像を利用して犯人を特定する犯罪捜査に貢献する効果、交通事故の検証に利用できる効果などが考えられ、その必要性の認識が高まってきました。

こうしたことから、防犯カメラの設置については、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、令和2年度は、中川辺駅と下麻生駅をはじめ、学校周辺の通学路(交差点)に設置していきたいと考えています。設置箇所の選定は、学校や教育委員会などと連携しつつ順次進めていきたいと考えています。

### 問 川辺町職員に 対するパワハラ 防止対策について

今後の対策整備は

国は先般、企業に初めてパワハラ防止対策を義務付けた「女性活躍・ハラスメント規制法」を、来年6月から施行すべく、パワハラの実態や防止策の具体的内容を盛り込んだ指針をまとめた。

その中で、パワハラには、6つの類型があることを、それぞれ例示をあげて明示しています。今回、国が示した指針は、公務員を含め、企業の社員が安心して働ける職場づくりの重要性を考えたものだと思います。川辺町でも、パワハラ防止対策や相談体制を整備することは急務と考えますが、今後どのような対策を整備するのかお答えください。

### 答 周知啓発を 徹底する

【参事(事務参事)】

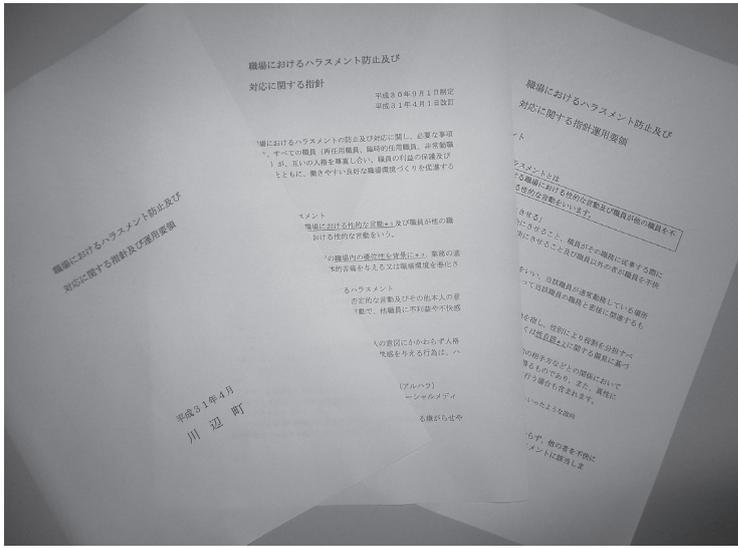
川辺町では、「職場におけるハラスメント防止及び対応に関する指針」及び「職場におけるハラスメント防止及び対応に関する運用要領」を、平成30年9月1日付けで制定しています。

町の「指針」では、ハラスメントの分類について、①セクシュアル・ハラスメント ②パワー・ハラスメント ③妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント ④その他のハラスメントに分けてそれぞれの定義づけを行い、ハラスメントについての職員と監督者の責務を明らかにし、防止のために職員・監督者の双方に研修を行なうこと。またハラスメントの相談方法について定めています。

- ①身体的な攻撃(殴打、足蹴り等)
  - ②精神的な攻撃(人格否定発言等)
  - ③人間関係からの切り離し(仕事から外す、別室に隔離等)
  - ④過大な要求(業務上、明らかに不要や遂行不可能なことの強制等)
  - ⑤過小な要求(役職や能力に見合った業務を与えない)
  - ⑥個の侵害(私的なことに過度に立ち入る等)
- とされています。当町の、「職場におけるハラスメント防止及び対応に関する指針」及び「運用要領」は、このパワハラ6類型についても基本的に反映されたものとなっています。

最終的な内容を参考に、当町の「指針」及び「運用要領」も然るべく改正する予定です。我々の組織においても、パワハラは起こりうる可能性のある重大な問題と考えており、パワハラ防止のための具体的な例を記載した解説冊子を配布し、職員間での認識を深めており、今後も研修などを通じて、職員への

周知・啓発を徹底することにより、さらに認識を深め、事例が発生した場合に、アフターケアを行うことができるよう体制づくりに努めていきます。



ハラスメント防止及び対応に関する指針

## 井戸三兼 議員

### 問 企業版ふるさと納税について

～認定の推進は～

平成27年12月第4回定例会の一般質問で「企業版ふるさと納税」について早急に取組むよう提言しました。

この制度は、地方創生、人口減少克服といった国家的な課題に対応するため、平成28年4月から地方創生応援税制として施行されました。

地方創生応援税制の認定は、平成28年度第1回から令和元年度第3回までに12回行われており、全国で650件、事業金額約407億円の認定となっています。

また、①しごと創生、②地方への人の流れ、③働き方改革、④まちづくりの4事業分野のうち、しごと創生が72・5%を占め、仕事を作り出すこ

とで地域創生につながるという自治体が多いのですが、なぜ川辺町は地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の認定を受けようとされないのですか。

### 答 前向きに取り組みたい

【企画課長】

川辺町は総合戦略に掲げた様々な事業を展開しているところですが、この地方創生応援税制の適用を受けるためにはいくつかの条件があるため、これまで積極的な検討には至りませんでした。

しかし、制度創設から4年目となり、この間に運用方法の改善などが図られ、各地での活用事例が示されるなど制度の理解が進んできました。財源の確保は大きな魅力です。本町でもリスクや人的コストを十分に吟味しながら、今後は地方創生に関する事業の企画

立案の段階で、企業からの寄附が見込めそうであれば前向きに取り組んでいきたいと考えています。

### 【企業版ふるさと納税】

正式名は



「地方創生応援税制」といい、地方公共団体が行う

「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に企業が寄附をすると、寄附額の約3割が税額控除される仕組みです。

地方創生、人口減少克服といった国家的課題に対応するため、地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対して企業が寄附をすることにより、地方創生を活性化する狙いがあります。



### 問 川辺町都市計画について

～用途区分の見直しは～

川辺町の都市計画は、昭和48年に用途地域が指定され、昭和55年と平成8年の用途区分の変更を経て、平成16年4月に用途地域以外の白地地域について、建ぺい率及び容

積率などの形態基準の見直しがなされ、既に15年が経過していますが、近年では、農業者の高齢化により耕作放棄地が増加するとともに宅地化が進み、農地が虫食い状態になってきております。

そこで、以下の2点についてお尋ねします。  
① 将来の川辺町のあるべき姿を示すため、用途地域の見直しをする時期と考えますが、いかがか。

また、高山線西側道路の下川辺・石神線に歩道整備がされていますが、将来にわたって、

用途地域に組込む計画があるか。

② 本町の都市計画において、将来的に市街化区域及び市街化調整区域等の区域設定を考えているか。

### 答 住み良いまちづくりを目指す

【参事兼基盤整備課長】

都市計画は「農林漁業と健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保し、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図られるべきもの」です。

当町の都市計画は、岐阜県による美濃加茂市、坂祝町、富加町との「美濃加茂都市計画区域」として1市3町の総合的かつ一体的な都市整備、開発及び保全する区域としての都市計画決定が成されています。

① 用途地域の見直しについては、今後予測され

る人口減少や高齢化により宅地需要の減少も懸念される中で、これまでの高度成長や人口増を前提としたまちづくりを目指す状況にはないことも踏まえ、川辺町全域の土地利用の状況を注視しながら、将来の時代に適合したまちづくりを目指すため、今後も企画部局や農政部局とも調査・検討を重ねていきたいと考えています。

なお、JR高山本線西側地区に整備中の町道「下川辺石神線 歩道設置」事業は、国道41号美濃加茂バイパス川辺鹿塩IC利用の通行車増加を考慮した道路環境整備であり、用途地域の指定を視野に入れたものではありません。

② 区域区分の線引きについては、市街化区域は「既に市街地を形成している区域並びに概ね10年以内に優先的かつ

計画的に市街化を図るべき区域」とされ、市街化調整区域は「市街化を抑制する区域」であり、県内では都市の発展力が強い岐阜都市計画区域をはじめ大垣、羽島、各務原、多治見の5区域のみが定めています。美濃加茂を含む当区域は、これに及ばない地域であることをご理解願います。

す。今後とも農業との調整を図りながら、道路や下水道などのインフラ整備を進めるとともに、増加する空き家の活用や跡地利用など人口減少の抑制に努め、子育て世帯や高齢者世代にとって良好な居住環境の形成を目指し、住みよいまちづくりを実現するよう努めていきます。



美濃加茂バイパス川辺鹿塩IC周辺

## 市原敬夫 議員

### 問 福祉バスの運行について

～ 利便性の追求は ～

高齢化社会が急速に進むなか、高齢者の移動手段として福祉バスの役割はますます大きくなることを考えられます。そのため、今以上に、利用者のニーズに応えることが重要となってきました。

そこで、4点の質問をいたします。

①現在、福祉バス事業は川辺町社会福祉協議会へ委託をしています。が、管理者の町として、この運行について、利用状況、利用者の意見、要望などを調査し、利用者の利便性を重視した見直しなどを検討したことはあるか。

②現在、一部の地区については、バス停が一箇所も設置されていませ

ん。町民への公平性を考えるならば、今後、バス停の新設等、検討されるお考えはあるか。

③利便性を第一に考えるならば、現在のやすらぎの家の発着を、下吉田、下川辺、下飯田、下麻生、鹿塩の各地区からの発着に変更し、町中心部への往復を、片道20分から30分程度でできるようにすることが望ましいと考えます。また、小型のワンボックスカーにより、最低でも午前3便、午後3便を運行すれば、更なる利便性の向上が図られると思います。が、今後の取組について、いかがお考えか。

④現在、川辺町では、無料で福祉バスを利用することができず、一層の充実を図るためには、利用者の一部負担もやむを得ないと考えますが、いかがか。

### 答 利便性の高い運行に努める

【健康福祉課長】

福祉バスの運行は、高齢者の方々をはじめ、通院や買い物など、外出時の交通手段が十分でない方々への貴重な交通手段として、重要な役割を担っています。

①利用状況については、毎月委託先である社会福祉協議会からの各停留所の乗降者数報告書で確認しており、停留所については、区からの要望等で、今までも変更や増設しています。

利用者の意見や要望については、昨年度、ケアマネジャー連絡会が、実際に福祉バスに乗って、利用者の意見を聞いており、その結果を基に、今年度はバスの中に、運行経路を掲示し、初めてバスを利用された方でもわかりやすいように対応



しています。また、地域包括支援センターに所属しております生活支援コーディネーターが福祉バスに乗ったり、高齢者のサロンに外向き聞き取り調査を実施しています。さらに、介護保険事業計画のための日常生活圏域ニーズ調査の中でも利用状況や利用目的を調査しています。利便性を重視した検討会では、平成29年度に美濃加茂コース新設のために、庁舎内で町長以下、関係部署及び社会福祉協議会も含めて3回の「福祉バス検討委員会」を開催し、美濃加茂コースを含めた現在の

運行形態となつていま  
す。

②住民への公平性を考  
え、町民全てが同じよ  
うに、便利に利用でき  
るよう配慮する必要が  
あります。一箇所も設  
置されていない地域に  
ついては、今年度中に  
バス停の設置場所を地  
元区長等と検討し、来  
年度早々に設置できる  
ようにと考えていま  
す。

③現在の町内2コース4  
便と美濃加茂コース3  
便の運行を14人乗りバ  
ス2台、運転手5人で  
実施しています。もし、  
発着所を各地区に変更  
しますと今のコースを  
全面的に見直すことに  
なり、バスの台数を増  
やしたり運転手の増員  
が必要なので、すぐに  
は対応できません。そ  
れについては、今後の  
福祉バス検討委員会等  
を開催して検討してい  
くことになると思いま  
す。

④現在、無料で運行して  
います福祉バスは、道  
路運送法の許可を必要  
としないものです。し  
かし、有料のコミュニ  
ティバスは、道路運送  
法第3条の「旅客自動  
車運送事業」にあたり、  
国土交通大臣の許可が  
必要となります。バス

の利用料については、  
美濃加茂便の導入のた  
めに実施しました福祉  
バス検討委員会におい  
て、無料で運行するこ  
とが決定しています。  
今後住民の方にとつ  
て、より利便性の高い「福  
祉バス」の運行に努めて  
いきます。



川辺町福祉バス運行の様子

## 高井政久議員

### 問 自治基本条例の 制定について

町民と行政との協働は

自治基本条例は、自治  
の基本理念や自治運営の  
基本原則、町民の権利・  
義務などを定めた各自治  
体の最高法規とされるも  
のであります。

この条例が制定されま  
すと、その他の条例、規  
則、計画など、あらゆる  
施策は、この自治基本条  
例に基づいて定められる  
こととなります。

近年、地方分権の進展  
により、地方自治の重要  
性が認識されるなか、地  
域の個性を活かしたまち  
づくりを主体的に進めて  
いくことが求められてい  
ます。

また一方で、少子高齢  
化・人口減少時代の到来、  
町民ニーズやライフスタ  
イルの多様化など、厳し  
い行財政運営のなかで、

これら時代の変化に的確  
に対応していくために

は、町民と行政が互いに  
協力し、協働してまちづ  
くりを行っていくこと  
が、必要不可欠になつて  
きます。

自治基本条例を制定す  
ることで、町民と行政の  
協働を制度化し、町民の  
町政への参加を促すこと  
で、自治意識の高揚を図  
り、個性豊かで活力に満  
ちた地域社会を目指すこ  
とが急務と考えますが、  
いかがでしょうか。

そこで、次の4点につ  
いてお尋ねします。

①自治基本条例に対し  
て、どのような見識を  
持っているか。

②川辺町第5次総合計画  
後期基本計画の中に  
「協働推進の計画や条  
例などについても検討を  
します。」という記述が  
あるが、ここでいう計  
画・条例とはどのよう  
なものを指している  
か。

③自治基本条例を積極的

に推進する考えはある  
か。

④自治基本条例には、一  
般的に住民投票の条項  
が盛り込まれている  
が、本町では、今後住  
民投票を行うことを考  
えなければならぬ案  
件はあるか。

### 答 今後、十分な 検討が必要

〔町長〕

①自治基本条例とは、市  
町村によって名称や内  
容が異なるものの、住  
民による自治の精神を  
基本としたまちづくり  
の理念、構想を明文化  
するという点が共通点  
であり、市町村の最高  
法規と位置づけられる  
と考えます。

②協働のまちづくり全般  
にわたるルールや仕組  
みを検討しましょうと  
いうことで、包括的に  
ルール化できないかと  
いった検討や、協働活  
動を金銭以外にも推進



できる方法はといった点を考えています。もちろん自治基本条例の検討も含まれています。

③条例化の推進については、今すぐはないという思いです。やはり理念と具体的施策はセットであるべきという考えであり、具体的な協働の推進策をまとめていく段階で条例化も検討したいと考えています。

④現時点では、そのような案件はないと考えており、基本的には決定機関として議会がございますので、議会の皆様にお諮りすることが第一と考えています。住民投票を否定するつもりはありますが、軽々に用いるつもりはございません。

## 佐伯雄幸 議員

### 問 「ママさん防災士」の育成について

ママさん防災士の育成は

「防災士」とは、防災に関する一定の知識、技術を修得した方を日本防災士機構が認定するもので、川辺町では、現在男性66名、女性2名の方が活躍されています。今年も全国でさまざまな災害が発生しました。

川辺町でもこの先どういう災害が起きるかわかりません。そこで、町として「ママさん防災士」を育てるつもりはありませんか。

お子さんのことは、お母さんが一番良く知っています。避難場所に避難する際にも、何が必要か、何を留意すべきか、私達とは違った目線で教えていただけることもあるかと思えます。

もちろん、小さなお子さんを持つお母さんに資格の取得をお願いしても、なかなか難しいと思います。よって、例えば「1日の講習を半日ずつに分ける」「講習会場に託児所を設ける」などの工夫をしてはどうでしょうか。

現役ママによる「ママさん防災士」が誕生すれば、他のお母さん、これからお母さんになる方々が、防災に興味を持つきっかけにもなると思います。

町として、今後、このような取組を検討されるお考えはあるのかお尋ねします。

### 答 防災士の取得に努める

【総務課長】

町としては、女性の防災士の必要性は強く感じています。現状、子育てで真っ最中のママさんが、防災士を取得するた

めの、欠席不可である4日間の集合研修、在宅での学習、レポートの作成、試験のための学習、これらのことに時間を割いていただくことは厳しい状況にあるかと思えます。

従いまして、乳幼児学級や子ども園など、子育て中の女性の方が集まる場所で、防災士のPRや防災についての勉強会を行うなど、まずは防災への関心を持っていただく

活動を展開し、子育てが一段落した後に防災士取得に繋がっていくような取組みを検討していきたいと考えています。



防災リーダー育成講座の様子



防災士証

### 【防災士】

自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と知識・技能を取得したことを日本防災士機構が認定。

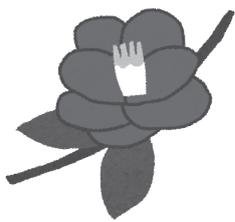
災害時には、避難誘導や救助、避難所の世話などにあたり、公的なボランティアと協働してその任に当たります。

## 問 観光案内所の設置について

観光案内所の整備は

川辺町には、八坂山、鬼飛山、米田富士、遠見山、南天の滝などの自然豊かな里山めぐりコースや、川辺おどり花火大会、川辺ふれ愛まつりなどの魅力的なイベントが多数あり、他市町村、他県からも来町される方がおられます。

更なる来町者を増やし、賑わいのある町づくりを進めるためには、観光案内や町の情報発信ができる拠点を整備してはどうかと考えますが、今後観光案内所を設置する計画はあるのか伺います。



## 答 現状の機能を強化していく

【企画課長】

川辺町には、独立した観光案内所はありません。川辺町では現在、役場のほか、ぎふ清流公園、ロックガーデン七宗、川湊の里、その他に川辺町の観光マップに掲載しているほとんどの店舗で観光マップが手に入られます。この方法をうまく使って観光案内機能を強化するのもひとつの方法で、特に町内の店舗が簡易な案内所を兼ねていただければ誘導できればと考えています。

さらに、企画課に入ってくる観光等の問い合わせの内容は、実に多様、雑多であることに加え、質問も断片的なものも多いため、課内にとどまらず庁内各所に確認しながらお答えしているのが実情です。これらを考慮すると、現状では、独立

した案内所を設置して問い合わせに対応することは、機能的にも、費用的にも、人材的にも現実的ではないと判断せざるを得ません。

当面は、現状の方法にて観光案内、情報発信を行っていきたいと考えています。



観光マップ  
(かわべおもてなし・登山散策MAP)

## お知らせ

一般質問の様子をCCネットで放映しています。放映予定日は、定例会最終日の翌週の土曜日と日曜日です。

具体的な日程等は、ケーブルテレビの地域情報番組で案内されます。皆さん是非ご覧ください。また、議会及び総務委員会は傍聴ができますので、是非お越しください。

### 令和2年第1回定例会の予定

- 3月4日・定例会(初日)
  - ・総務委員会
  - 5日・総務委員会
  - 6日・総務委員会
  - 9日・総務委員会
  - 10日・総務委員会
  - 17日・定例会(最終日)
- 一般質問

※日程は都合により変更となる場合があります。

# 議会日誌

元年11月～2年1月

11月

- 1日・川辺東小学校公表会
- 5日・あらたま志集会(中学校)  
・地方自治連絡協議会
- 8日・可茂町村議会議長会第2回議長会
- 9日・加茂郡リクリエーション協会第1回川辺町グラウンドゴルフ大会
- 11日・全国環境整備事業協同組合連合会大会
- 13日～14日  
町村議会議長全国大会
- 15日・川辺町指定管理者評価委員会  
16日～17日  
川辺ふれ愛まつり
- 19日・第3回国民健康保険運営協議会
- 20日・可茂地域市町村議会議員研修会
- 24日・東白川村立村130周年式典
- 25日・議会行政連絡会議
- 26日・第2回中濃地域農業共済事務組合議会定例会
- 29日・議会運営委員会

12月

- 2日・県町村議会議長会臨時総会及び第3回評議員会
- 4日・定例会(初日)  
・総務委員会
- 5日・総務委員会
- 13日・定例会(最終日)
- 15日・中部国際医療センター新築工事起工式
- 16日・川辺おどり実行委員会
- 24日・川辺町生活安全推進協議会
- 25日・可茂地域一部事務組合第2回定例会
- 26日・議会報編集委員会
- 27日・年末夜警巡視

1月

- 4日・消防出初式
- 10日・議会報編集委員会
- 12日・成人式
- 16日・議員研修
- 18日・家庭教育講演会
- 21日・議会報編集委員会
- 24日・可茂地域市町村行政懇話会
- 28日・商工会新春懇談会
- 29日・地方財政対策等説明会  
・行政管理講座(議員研修)

## 編集後記

梅の花が早春の訪れを告げています。令和2年、新しい年が皆様にとって幸せな年となりますようにお祈り申し上げます。

議会だより162号では、12月に開催されました第4回定例会の審議内容、5人の議員から出されました一般質問などを中心に掲載しています。

議会は、町民の皆様のお声を町政に反映することが重要な役割であり、議会だよりは正確にお伝えすることが任務であります。

多くの皆様喜んで見ていただける機関誌を目指して頑張っておりまして、と考えております。  
T・I

議会だより・議会全般に対するご意見やご感想がございましたら、FAX、メールにてお寄せください。

FAX : 0574-53-2374

メールアドレス : gikai@kawabe-gifu.jp